

被控訴人「答弁書」

平成 24 年 5 月 23 日

第 1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

との判決を求める。

第 2 控訴理由書及び控訴人第 1 準備書面に対する認否・反論

1 はじめに

控訴人が控訴理由書及び控訴人第 1 準備書面で主張する控訴理由は、その殆どが原審における主張を繰り返して原判決の不当性を述べるものであり、新たな主張は特に追加されていないようであるが、原審の判断は極めて正当なものであり、控訴人の主張はいずれも失当である。控訴人の控訴理由書及び控訴人第 1 準備書面における主張に対する被控訴人の認否・反論は、原審の答弁書及び各準備書面で述べたとおりである。

なお、原判決は、本件各摘示事実に関し、「その重要な部分において、少なくとも真実と信ずるについて相当の理由があると認められる」と判示している。しかし、本件番組放送後に厚生労働省（社会・援護局）が公表した「フィリピンでの遺骨帰還事業に関する検証報告書」（甲 15、乙 28）からすれば、控訴人がフィリピンで収集した遺骨に日本兵以外の骨が相当数含まれていたことは明らかであり、現実にミンドロ島での戦没者数を上回る遺骨がミンドロ島で収集されたものとして送還されていること等も含めて検討すれば、フィリピン人の遺骨が旧日本兵のものとして送還されている事実は真実というべきである（詳細は被告準備書面 3 に記載のとおり）。そして、それらのフィリピン人の遺骨はフィリピン人の墓地から持って来られたものとしか考えられないのであるから、フィリピンで起こった遺骨の盗難事件が控訴人による遺骨収集と関連していると考えるのが合理的である。また、宣誓供述書やフィルメ氏による「鑑定」が日本兵の遺骨を選別する役割をはたしていなかったことも明らかである。

これらからすれば、本件各摘示事実はその重要な部分において真実と認められるというべきである。

以下念のため、控訴人の控訴理由書における主張に対して、特に認否・反論を明示していない部分についても全て争う趣旨で、部分的に反論する。

2 「第3 控訴人の主張—原判決の重大な事実誤認部分」の主張に対して（控訴理由書13頁以下）

(1) 「遺骨帰還事業主体の誤認と争点の遺漏」に対して

控訴人は、遺骨収集事業の主体はあくまでも日本政府であり、民間への委託が行われたのは情報収集事業のみであると主張するが（控訴理由書11頁、13頁以下）、そもそもこの認識自体が、証拠に照らして誤りであると言わねばならない。

すなわち、厚生労働省の報告書には、「委託団体が情報収集事業を受託する平成21年5月の時点では、委託契約書の実施要綱で、鑑定人による鑑定及び収容した遺骨の一時保管までが委託事項に含められていた」（乙28・6頁）と記載されており、控訴人が情報の収集事業に留まらず、鑑定及び一時保管まで含めて受託していたことは明白である。

このように、民間の委託団体である控訴人が遺骨収集事業の核となる収集作業を行っていたからこそ、厚生労働省はそれにより生じている問題点を認め、上記報告書の中で、「遺骨の移動を伴わない情報収集についてのみ、日本側が民間団体に委託することを可能とする」として、今後の事業を改善することを決定したのである（乙28・11頁）。

本件番組において、控訴人は、被告準備書面3（8頁）で既述したとおり、番組の冒頭で日本政府が戦没者の遺骨収集事業を推し進めていること（乙1・1頁目上から2行目）、および、控訴人は日本政府から委託を受けて行っていること（乙1・3頁目下から12行目以下、12頁目上から2行目等）をナレー

ションしたうえで、控訴人による遺骨収集事業の問題点を取り上げ、番組の最後で、控訴人の事務局長のインタビューに続けて、委託元である厚生労働省外事室長のインタビューの中で、国の責任についてその認識を問うている（乙1・12頁以下）。

このように本件番組は、遺骨収集事業が国家事業であること、控訴人は民間委託を受けたものであるという構造を明示したうえで、控訴人による遺骨収集事業の問題点を摘示し、控訴人及び所管庁の責任者の認識や見解を伝えたものであって、「ずさんな事業を行った主体の認識に誤りがある」というものではない。

控訴人は、原審ではこの点が「争点として認識されず、被控訴人は全く反論していない」と主張して遺漏があるとするが、原告第4準備書面（16から17頁）における主張に対しては、被告準備書面3（8頁）で反論がなされている。

判決書において争点として取り上げられることはないが、原判決がこれらの原、被告の応酬を踏まえて認定した本件番組の放送内容（判決書16頁）及び本件摘示事実（同17頁）のいずれにおいても、誤りはない。

（2）「労賃について」に対して（控訴理由書14頁）

控訴人は、遺骨収集作業にあたっては現地雇用のフィリピン人に日当を支払っていたと主張し、厚生労働省に提出した事業報告書に記載されている「現地調査員活動費」（甲21）を証拠として提出したうえで、真実ではない、または真実と信じるに足りる相当な理由を欠くと主張するようである。

しかしながら、事業報告書の「現地調査活動費」（甲21）は結局控訴人の自己申告にすぎない。甲21の2の領収書らしきものについても、そのサインは控訴人のリーダーやマネージャーのものであり、実際の受領者のものではない。

被控訴人は、「男性は、『労賃』という名目で遺骨一体あたり500ペソ、計

24000ペソを手に入れた」とナレーションするにあたって（乙1・3頁）、原判決が認定するとおり、被控訴人は、実際に控訴人に遺骨を交付し金銭を受領したというイフガオ州アバダン村の村民の男性にインタビューして、同人から、控訴人が遺骨を数えて48体となり、24000ペソを受け取ったという証言を得ているが、これは控訴人が現地取材を行う前に触れていた既報（甲9、乙11）の数値とも合致しており、少なくとも真実相当性は優に認められる。さらに本件番組の放送後にも、イフガオ州の住民が、見つけた遺骨と引き換えに500ペソを受領したと報道機関の取材に答えていることが報じられている（甲10、乙12、乙25）。フィリピンの複数の公的文書においても、控訴人が遺骨を有償で買い取っている旨の内容が記載されている（乙8、乙9、乙10）。最後に、遺骨収集事業を所管する厚生労働省は、報告書中で、「遺骨についての対価の支払いをしないことを徹底する。」としているが、これは事実上遺骨について対価を支払っていたことを認めたものといえる（乙28・12頁）。

これらの証拠に照らせば、少なくとも真実相当性を認めた原審の判断は極めて正当である。

また、控訴人は、本件摘示事実（a）の「1体あたり500ペソの『大金』を渡す」という部分について、本件番組で「空援隊から受け取ったのは、日本円にしておよそ5万円。年収の半分に相当する大金だった」というナレーションを捉えて、証言したアバダン村の村民の男性の年収の半分であると報じたように曲解し、同男性から年収を取材していないのであるから、裏付け取材なく報じていると論難しているようであるが、被告準備書面1（21頁）で既述したとおり、同村周辺住民の平均年収との対比をもって半分に相当すると報じたものであって、当該アバダン村の村民の男性の年収に関する取材の有無が、「大金」と報じることの真実性、真実相当性の判断に影響を与えるものではない。

（3）「訴外亀■■氏の存在と本件番組制作者の故意・過失性」に対して（控訴理

由書15頁)

控訴人は縷々述べるが、本件の争点との関係でいえば、要するに控訴人の受託事業に批判的な言動を行っている訴外亀■氏の協力に依拠して取材し、本件番組が制作されたものであるため、真実性、真実相当性を欠いているという趣旨と思われる。

また、控訴人事務局長倉田氏へのインタビューは放送日直前に設定されたことから、それは事実を明らかにするための反対取材として行われたものではなく、本件番組に合致する部分のみを収録する目的で行われたものと推認され、そのことから、真実性、真実相当性を欠くと主張するものと思われる。

しかし、被告準備書面1(22頁)で述べたとおり、訴外亀■氏が控訴人とワンワン村の住民との間で行われた話し合いに同席するなどしていたことは事実であるが、本件番組を制作するにあたり、被控訴人は、現地住民、現地控訴人スタッフ、在フィリピン大使館、遺骨鑑定の専門家、厚生労働省などに対して多角的に取材を行っている。

また、控訴人の事務局長である倉田氏への取材は、平成22年9月初旬頃のフィリピン取材中に申込みを行い、実際にインタビューを行ったのは帰国後であるが、現地取材や当事者の周辺取材で情報を十分に集めたうえで、当事者のコメントを得たりインタビューを行ったりすることは何ら公平性を欠くものではない。乙31のとおり、控訴人事務局長へのインタビュー取材は2時間にわたって行われるとともに、その内容も、乙2のとおり、被控訴人が現地取材して得た結果について触れながら控訴人の言い分を聞き取るものであって、十分な内容を有するものである。

(4)「被控訴人の故意・過失性、チェック体制の機能不全」に対して(控訴理由書17頁)

控訴人は、要するに本件番組は特定の番組制作者の思い込みのままに制作さ

れ、これに対する被控訴人の管理・監督が機能しなかったから、事実在即したものとはい難く、放送法4条及び81条に違反し、過失があると主張するようである。

しかしながら、そもそも放送法上の義務は公法上の義務であって、同義務の違反が名誉毀損に関する民事責任上の過失となるものではない。また、本件番組の制作態勢は通常の番組の制作態勢と何ら異なるところはなく、ディレクターはチーフプロデューサーや編集責任者に取材結果を報告し、それらの者のほか部長が管理者として必要に応じて指示するなどして取り組まれたものであって、管理・監督が機能しなかったなどということはまったくない。加えて、原判決の認定のとおり本件番組の制作担当者が本件各摘示事実を真実と考えたことには相当の理由があったのであるから、被控訴人の管理・監督責任を問う前提を欠いている。

(5) 『争点判断』における事実誤認と判断の過誤」に対して(控訴理由書19頁)

ア 争点2について

控訴人は目的の公益性が認められないと主張するところ、かかる争点に関する原判決の認定判断(19頁)は、優に正当として是認することができるものである。

イ 争点3について

① 総論について

控訴人は、審理不十分、客観性の欠如、訴訟対象の誤認等を主張するが、その主張は、陳述書(乙31)の取り扱いについては主張と証拠との関係を誤解するものであったり、また、原判決は、本件番組では放送されていない取材結果やその他の証拠も採用しているにもかかわらず、これを看過するものであり、まったく当を得ていない。訴訟対象の誤認にかかる主張

に至っては、そもそも原判決の理解を誤るものである。

② 摘示事実（a）について

原審の判断は正当である。

控訴人は、原判決が、番組担当ディレクターは遺骨1体あたり500ペソで売った旨を記載した記事を読んでいたことを挙げていることに関して、真実相当性の判断に何ら関係がないと主張するが、取材・制作当時に他の報道機関によって同様の事実が報道されていたことは、真実相当性の判断の根拠となるものであり、理解を誤っている。

その他イからエに亘って記載されている主張も、曲解しているものがあるなど、総じて独自の見解を述べるものにすぎない。

③ 摘示事実（b）について

取材に先立っての遺族からの情報、雑誌記事、イフガオ州ワンワン村やその近隣の集落での現地取材、日本大使館に提出された文書、控訴人事務局長のインタビューの結果からすれば、真実性または仮に真実ではないとしても少なくとも真実相当性は認められ、原審の判断は正当である。

控訴人は、ワンワン村で遺骨盗難事件が問題となったのは控訴人が遺骨収集を始める以前であり、また、東ミンドロ州で遺骨盗難事件が問題となったのは控訴人が遺骨収集作業を終了した以降であるから、これらの盗難問題と控訴人の遺骨収集活動との関連はないと主張している。

しかしながら、本件番組放送後に厚生労働省（社会・援護局）が公表した「フィリピンでの遺骨帰還事業に関する検証報告書」（甲15、乙28）からすれば、控訴人がフィリピンで収集した遺骨に日本兵以外の骨が相当数含まれていたことは明らかである。相当数の遺骨が存在する場所としては墓地以外にはないから、それらの日本兵以外の遺骨はフィリピン人の墓

地から持って来られたものとしか考えられない。すなわち、フィリピンで起こった遺骨の盗難事件は控訴人による遺骨収集と関連していると考えるのが合理的である。

控訴人は、ワンワン村において遺骨盗難が問題となった当時、隣村であるアバタン村で既に遺骨収集活動を行っていたのであり、ワンワン村で盗まれた遺骨が控訴人に提供されることは十分あり得ることである。現にワンワン村村民はワンワン村で盗まれた遺骨が控訴人に渡っているという疑惑をもっており、ワンワン村住民と控訴人との話し合いにおいて、ワンワン村村民が控訴人スタッフに対して上記疑惑をぶつける様子が撮影されている（乙2・4頁）。

また、東ミンドロ州で遺骨盗難事件が発生したのは平成22年6月であるところ（乙1・6頁下から4行目）、その当時、控訴人は既に遺骨収集事業をフィリピン国内で行っていたのであるから、やはり東ミンドロ州で盗まれた遺骨が控訴人に提供された可能性は十分にありうる。現に被控訴人が取材した男性は、「ある人物が日本兵の遺骨を買い取っているという噂を聞き、盗みを働いた」旨述べており、その「ある人物」とは控訴人の現地スタッフであることが取材により判明している（乙1・7頁）。

このように、控訴人の遺骨収集活動とフィリピン国内における遺骨盗難事件との関連性については強く疑われるところであり（厚生労働省の報告書においても、これらの関連性については「具体的な証言等は確認されなかった」と述べるにとどまり、関連性がないなどと断定はしていない。（乙28・10頁））、少なくともワンワン村及び東ミンドロ州における遺骨盗難事件の時期は上記関連性と矛盾するものではない。

④ 摘示事実（c）について

原審の判断は正当である。

控訴人は、甲2や甲3を挙げて、アバダン村の村長が村民から遺骨発見の状況を確認していると反論するが、同村長の「法律宣誓供述書」(甲3)によっても、日本人の遺骨であることを確認していると述べていると解することは不可能である。

⑤ 摘示事実(d)について

当該摘示事実の真実性または仮に真実ではないとしても少なくとも真実相当性は原判決が挙示する証拠から優に認めることができ、原審の判断は正当である。

控訴人は、原審は遺骨の国籍判定を否定したにすぎず、遺留品や住民証言等に基づく「蓋然性の鑑定」まで否定するものではないと主張する。

しかし、フィルム氏は「すべては宣誓供述書が根拠です」(乙1・9頁)と答える一方で、その宣誓供述書は前述のとおり遺骨発見状況の確認もないうまに作成されていることは明らかである。厚生労働省の検証報告書(甲15、乙28)においても、鑑定人が発見者等に面会して状況を確認することは少ないと報告されている。証拠上は「蓋然性の鑑定」さえ行われていないと言わざるを得ない。

⑥ 本件論評について

意見または論評の前提となる各事実について真実性または仮に真実ではないとしても少なくとも真実相当性が認められるものであって、原判決の判断は正当である。

⑦ 摘示事実(f)について

原審の判断は正当である。

控訴人は、遺骨収集数の増加の所以は現地ネットワークを利用した通年

に亘りかつ広範囲に及ぶ情報収集の成果であると主張するが、日本政府が戦史や生還者の証言をもとにまとめられた資料の数字（乙7、乙20）から大きく乖離しており、単なる収集方法の変更によって合理的な説明がつくものではない。現に厚生労働省の検証報告書（甲15、乙28）において、控訴人が収集した遺骨の中に日本人のDNAの塩基配列のパターンと一致するものが5個体であるのに対し、フィリピン人のそれは54個体であることが報告されている。

(6) 「その他原判決の明らかな誤りと矛盾点」に対して

ア 「目的の公益性」に係る判例解釈、適用上の誤りに対して（控訴理由書 30頁）

原判決が本件番組の目的の公益性を認めたことは極めて正当である。

控訴人は、目的の公益性は取材内容や方法、姿勢等を含めて判断すべきものであって、それらの判断にあたっては放送法上の義務（4条及び81条）に照らして考察されるべきであると主張するが、そのような主張は名誉毀損事件における判例法理に照らして独自のものであって、全く採りえない。その余の主張については、控訴理由書19頁以下に記載するところとほぼ同じであるので、再述しない。

イ 「真実だと信ずるに足る相当の理由」にかかる判例解釈、適用上の誤りに対して（控訴理由書 32頁）

控訴人は、「公共放送の大メディアによる名誉毀損事件」であるから、真実相当性の判断においては、放送番組の編集に関する放送法の規定に合致していることを前提としなければならないと主張するが、その論証すらなされておらず、畢竟、控訴人独自の見解であって採りえない。

その他、原判決が少なくとも真実相当性を認めたことについては、各摘

示事実の箇所で述べたとおり、正当である。

ウ 「まとめ」に対して（控訴理由書 3 3 頁）

控訴人は、番組担当ディレクターの陳述書（乙 3 1）には「異を唱える事象があるにもかかわらず、検証されることなく認定事実として認められた」として、原判決の「事実認定」に重要な誤認や遺漏が多々あると主張するが、控訴人が自ら控訴理由書で認めるとおり（2 1 頁）、控訴人が証人尋問を希望しないと法廷で述べ、これを受けて被控訴人が証人の申し出を撤回した経緯があることを付言する。

3 「名誉回復」に対して（控訴理由書 3 4 頁）

(1) 「本件放送の与えた被害」に対して

被控訴人の公式ホームページに本件番組に関する記事が掲載されていること、他社雑誌のホームページに本件番組と同じ問題について被控訴人の取材班が投稿した記事があることは認め、そのほか控訴理由書で初めて主張された被害の状況については、不知または争う。

(2) 「訂正放送の請求根拠についての補足（放送法第 9 条について）」に対して

控訴人は、放送法 9 条 2 項に基づいて訂正放送を行う義務があることの確認を求める趣旨であると主張するようであり、仮にそうであれば訴えの変更にあたるどころ、他方で控訴人は「控訴状に記載趣旨の判決を求める」と結語しており、その主張は相矛盾しており不明である。

控訴人の主張はあくまで確認請求を追加または同請求に交換する趣旨であると解するとしても、放送法 9 条 2 項は、放送事業者が同条 1 項に規定する請求によらずに発見した場合の義務規定であり、控訴人には同条 2 項に基づいて当該義務の確認を求める利益は存しない。

4 控訴人第1準備書面の主張に対して

(1) 「ワンワン村、元村長の証言」に対して

控訴人は、ワンワン村の元村長である[]氏の法律宣誓供述書（甲27）を証拠として提出しているが、当該証拠によっても本件摘示事実（b）は真実性を欠くものではないし、少なくとも真実相当性を有することに変わりはなく、原判決の認定を覆すものではない。

当該法律宣誓供述書には、控訴人と住民との話し合いが訴外亀[]氏主導で行われたかのように記載されているが（第2項、第4項）、誤りである。当該話し合いは、ワンワン村住民自らが控訴人に対して遺骨収集事業に関する説明を求めたために開催されたものである（乙31）。また、当該法律宣誓供述書には、本件番組で放送内容に誤訳があるかのように記載されているが（第6項）、誤訳の箇所についてすら特定していない。

(2) 「アバタン村、村民男性の追加証言」に対して

控訴人は、アバタン村男性（[]氏）の法律宣誓供述書（甲28）を証拠として提出しているが、同男性は、遺骨を同スタッフに渡し、それを控訴人スタッフが数えて48体となり、24000ペソを受け取ったと答えており、1労働日あたり250ペソ、それが7か月間で合計24000ペソになったなどとは全く述べていない（乙2、乙31）。同男性は、当該法律宣誓供述書において村で不利益を受けている旨を記載しており、今になって24000ペソの算定に関わる供述内容を覆してきた理由については不明であるが、取材当時は現に本件番組で放送したとおりにインタビューに答えており、本件摘示事実（a）の真実性または仮に真実ではないとしても少なくとも真実相当性を欠くこととなるものではなく、原判決の認定を覆すものではない。

(3) 「フィリピン政府による遺骨の証明、並びに、詳細な御遺骨情報の報告」
に対して

控訴人は、フィリピン国内で収集した遺骨の一部につき「残存遺骨情報記録票」(以下「記録票」という。)なるものによって厚生労働省に収集した遺骨の状況について報告していたと主張するが、控訴人が提出した記録票はわずか4通であり、結果として記録票により報告されている遺骨は合計41柱にすぎない(甲30)。控訴人が平成22年度にフィリピン国内において収集した遺骨は合計6289体であると報告されており(甲21の2・4頁)、記録票により報告された遺骨はそのわずか0.6パーセントである。このような1パーセントにも満たない一部の遺骨に関する記録票がたとえ存在したとしても、これにより控訴人が「十分相応の報告」をしていた証拠には到底なりえない。

加えて、今回提出された記録票は全て平成22年度の報告書(甲21の2)に添付されているものであるが、当該報告書が作成されたのは本件訴訟の提起後である平成23年4月8日であり、このように訴訟提起後に作成された資料は真実相当性に対する反論には到底なりえない。

(4) 「訴外亀■■氏の執拗な反対行動」に対して

上記2(3)で述べたとおりである。

第3 結語

上記のとおり、原審の判断は正当であって、控訴人の主張には全く理由がないことは明らかであるから、本件控訴は速やかに棄却されるべきである。

以上